

平成14年度医療保険制度改革の骨格

- 病気やけがをしたときの安心の基盤として、医療保険を将来にわたり推るぎないものとしていくことが必要です。
 - そのためには、患者、掛け金（保険料）や税金を負担する国民、そして医師などの医療関係者といった全ての関係者が等しく負担を分かち合っていくことが不可欠です。
 - 改革を進め、将来とも国民皆保険を守っていくことが、中長期的には国民全体にプラスとなります。
- また、将来にわたって医療保険制度の安定的な運営を図るため、医療保険制度の体系の在り方など各般の課題について改革を進めます。

I 各制度・世代を通じた給付と負担の見直し

- ・7割給付で保険間の給付率を統一
- ・外来薬剤一部負担の廃止
- ・3歳未満の乳幼児の給付率を8割に改善
- ・低所得高齢者に対する負担軽減措置を拡充
- ・被用者保険の保険料の見直し

II 後期高齢者への施策の重点化

- ・老人医療の対象年齢を70歳以上から75歳以上に5年間で段階的に引上げ
- ・公費負担の割合を3割から5割に5年間で段階的に引上げ

III 急速に増大する老人医療費の伸びの適正化

- ・老人医療費の伸びを適正化するための指針の策定等

IV 国民健康保険の財政基盤の強化

- ・市町村国保の広域化等を支援する基金の新設等

中長期的には
国民全体に
プラス

公平な負担を
実現し、将来の
国民負担増を
圧縮

● 制度改正の財政的な影響

- 改革により、5年後（平成19年度）の医療費は、現行制度のまま推移した場合と比べて約7000億円縮減されます。
- その分、患者負担と保険料負担をあわせた全体の国民負担が軽減されます。

